

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第6号 地域計画目標地図素案の決定について
- 議第7号 令和7年度三条市農林関係施策の要望について

報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 3番 山屋和徳委員 | 4番 栞原一郎委員 |
| 5番 小池秀一委員 | 6番 志田洋一委員 |
| 7番 笹岡大介委員 | 8番 瀬高栄津子委員 |
| 9番 山倉広委員 | 10番 佐藤直人委員 |
| 11番 小師栄一委員 | 12番 飛岡雅史委員 |
| 13番 井上利弥委員 | 14番 五十嵐弘作委員 |
| 15番 吉田昇委員 | 16番 鈴木範男委員 |
| 17番 熊倉睦委員 | 18番 田邊健一委員 |
| 19番 淡路五樹委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 18名

- | | |
|--------|---------|
| 青木誠一委員 | 岡崎耕一郎委員 |
|--------|---------|

川 上 利 男 委員
小 出 和 哉 委員
駒 形 徹 委員
高 山 弘 則 委員
新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 寄 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

北 澤 正 之 委員
小 林 克 洋 委員
佐々木 一 光 委員
中 澤 伸一郎 委員
平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	佐 藤 信 幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前10時10分 三條新聞社傍聴)

議長（栞原会長）

これより総会を開会いたします。

(挨拶 略)

最初に、三条市議会令和6年第3回定例会において同意され、9月3日に市長から農業委員会委員に任命されました淡路五樹さんから就任の挨拶をお願いいたします。

19番（淡路五樹委員）

農業委員に任命されました淡路五樹です。高橋人士さんの逝去に伴い、急遽大役を任されることになりました。しっかり務めていけるよう、御指導のほどよろしくお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、お手元に配付した委員名簿のとおり、淡路委員の議席番号は19番となり、調査部会は第1調査部会の所属となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席19名、欠席ゼロ、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席ゼロで過半数以上の出席となりますので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

6番、志田洋一委員、13番、井上利弥委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規

則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることになります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第7号及び報第1号から報第6号までの以上13件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

10ページ欄外を御覧ください。今月の申請は新規設定5件、1万9,891平米、再設定30件、11万7,823.88平米、合計35件、13万7,714.88平米です。番号ごとに順次説明いたします。1ページをお願いいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

53番は、上大浦地内の農地2筆、1,860平米。

54番は、荻堀地内の農地4筆、2,811平米。

55番は、荻堀地内の農地3筆、2,797平米。

56番は、大面地内ほかの農地3筆、8,926平米。

2ページをお願いします。

57番は、矢田地内ほかの農地2筆、3,497平米。

以上5件は、相対により新規で、それぞれ賃借権を設定するものです。

58番から10ページの87番までは再設定ですので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

最初に、第2調査部会の開催概要について報告いたします。

当部会は、9月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において、井上会長代理同席の下開催いたしました。

開会后、転用申請で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時22分に閉会いたしました。

続きまして、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、相対での利用権設定が、新規設定5件、1万9,891平米、再設定30件、11万7,823.88平米、合計35件、13万7,714.88平米です。

今回申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。御発言ございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りいたします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（栢原会長）

次に、議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

11ページを御覧ください。今月意見を求められている案件は、新規設定1件、4,982.72平米です。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1 番は、西本成寺地内の農地 9 筆、4,982.72 平米で令和 6 年 10 月 29 日に県公告を予定しているものとなります。

今回申請のあった案件について補足説明しますと、令和 6 年 2 月総会で農用地利用集積計画の貸し借りが解約され、借手が見つからず、農地中間管理機構の新潟県農林公社の預かりとなっていた案件で、今回借手が見つかったことから申請があったものです。今回促進計画とした理由は、所有者との解約手続は必要なく、借手、耕作者のみの契約となることから、負担軽減が図られる促進計画で申請されたものです。

また、この農用地利用集積等促進計画について補足説明いたしますと、農地の貸し借りの手続が令和 7 年 4 月以降変更となり、いわゆる相対契約が廃止され、地域計画に基づく農地中間管理機構を介した手続に一本化されます。これにより令和 7 年 4 月以降は相対契約などの貸し借りで、本日議案とした議第 1 号の農用地利用集積計画は廃止となり、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画に一本化されます。農用地利用集積等促進計画は農地中間管理機構が計画案を作成し、農業委員会の意見を聴取し、都道府県知事が公告し、決定されることになります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9 番、山倉広委員。

第 2 調査部会長（9 番山倉 広委員）

議第 2 号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、1 件、4,982.72 平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、本農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進を図り、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から適切であると判断しました。つきましては、本計画（案）については、異議なく原案のとおり意見なしとすべきものと考えます。

議第 2 号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

先ほど事務局から補足説明がありましたけども、それについてでも結構ですので、御質疑のある方は御発言願います。

1 番、坂井委員。

1 番（坂井浩行委員）

1 番、坂井です。1 つ教えていただきたいと思います。

先ほどの説明で、借手が見つからず、農地中間管理機構の預かりとなっていた案件だということで、来年は使用貸借で耕作をしてもらうということだと思いますが、その後は賃貸借に切り替えると考えてよろしいでしょうか。

事務局（山村事務局長）

再来年以降も使用貸借だと聞いています。

1 番（坂井浩行委員）

ありがとうございます。

議長（栞原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定しました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

14ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、合計4件、1万3,603.28平米です。

12ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

22番は、吉田地内の農地2筆、115平米を、譲渡人は高齢で耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣に住む譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円、総額〇〇〇円です。

23番は、月岡地内ほかの農地44筆、1万2,091.28平米を、離農を希望する譲渡人の要望で、これまで公社貸付けをしていた譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

24番は、飯田地内の農地1筆975平米を、譲受人は相続で取得しましたが、耕作できないことから、譲渡人の要望で隣地を所有する譲受人に売買するものです。価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

14ページをお願いいたします。

25番は、大面地内の農地3筆、422平米を同一世帯内で贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9 番、山倉広委員。

第 2 調査部会長（9 番山倉 広委員）

議第 3 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買によるもの 3 件、贈与によるもの 1 件、合計 4 件、1 万 3,603.28 平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第 3 号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第 3 号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定しました。

議長（栞原会長）

次に、議第 4 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第 4 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』説明いたします。

15 ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は 3 件、1 万 7,465.31 平米です。番号ごとに順次説明いたします。

35 番は、片口地内の農地 3 筆、1,176.7 平米を、賃借権の設定により、隣接する店舗の駐車場 34 台及び通路の用地として利用したいもので、場所につきましては、本成寺公民館の東側 140 メートル付近で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、公共施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第 3 種農地と判断されます。

36 番は、上須頃地内の農地 2 筆、187.61 平米を売買により取得し、同時に取得する宅

地と一体で隣接する店舗の駐車場 9 台分及び倉庫 1 棟の用地として利用したいもので、価格は 1 平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、須頃小学校の北側190メートル付近で、都市計画用途地域の第 1 種住居地域内の農地であることから、農地区分は第 3 種農地と判断されます。

37番は、南中地内の農地 9 筆、1 万6,101平米を賃借権の設定により一時転用し、砂利採取地の用地として利用したいもので、場所につきましては飯田小学校の南西側740メートル付近で、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が砂利の採取を目的とする一時転用であることから、農用地区域内の農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果について報告願います。

9 番、山倉広委員。

第 2 調査部会長（9 番山倉 広委員）

議第 4 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は 3 件、1 万7,465.31平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。37番以外の案件については3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと、また37番については3,000平米を超えることから、新潟県農業会議へ諮問すべきものと判断しました。

議第 4 号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第 4 号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、37番以外の案件については原案のとおり許可することに、また37番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、37番以外の案件については原案のとおり許可することに決定しました。

また、37番については、新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった

場合は許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

17ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、3,878平米です。

記載の事由により、非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、3,868平米です。いずれも申請書類を審査し、担当区域委員及び事務局職員による現地調査を実施し、事務局から詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定しました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了しました。

第2調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長）

次に、議第6号『地域計画目標地図素案の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（上林経営基盤係長）

議第6号『地域計画目標地図素案の決定について』説明いたします。

お手元の議第6号資料を御覧ください。農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した目標地図素案の事務局案です。

表紙裏の目次を御覧ください。三条市の地域計画は、農業振興地域内の農用地区域内の農地で、5つの土地改良区の管内を基に4地域の計画を作成する予定です。1ページからは、計画を作成する地域を15の地区に分け、それぞれの地区の対象となる農地を耕作者別に色分けをした地図、いわゆる現況地図となります。目標地図につきましては、地域での話し合いや協議の場を経て、将来の集約化された農地の姿を地図化したものとなります。しかし、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の別紙9、目標地図の作成手順・考え方についてでは、現況地図の状況を今後検討を要する農地と整理し、当初の目標地図とすることが可能となっております。また、同基本要綱では、目標地図は随時調整しながら更新することとされていることから、事務局では現況地図を目標地図素案として上程させていただきます。集約化された農地の目標地図のイメージは、106ページ及び107ページの大島、117ページの千把野新田、229ページの田屋などとなります。

なお、耕作者の情報や本年2月から4月にかけて実施した将来の意向把握調査の回答については、個人情報保護のため、目標地図に掲載する情報ではありませんので、素案から割愛いたしました。これらの情報につきましては、地域での話し合いや協議の場で公開をし、意見交換の資料として活用いたします。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は発言願います。

1番、坂井委員。

1番（坂井浩行委員）

現況地図を目標地図素案として提出するということですが、今後、地域計画について協議する場合は、先ほど説明のあった15の地区ごとに行うことになるのでしょうか。

また、協議の場で説明を受けたい場合は、農林課と農業委員会事務局のどちらにお願いすればよいのでしょうか。

事務局（山村事務局長）

今年度は農林課が主体で、資料の目次にある地域ごとの4か所、または土地改良区の管内ごとの5か所で説明会を開催する予定になっています。

来年度以降の協議の場での説明については、農林課と農業委員会事務局のどちらが主

体となるか未定ですので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

1 番（坂井浩行委員）

説明会よろしくお願いしたいと思います。

事務局（山村事務局長）

これはお願いになりますけれども、農林課が主体で4か所か5か所で説明会を開催すると説明しましたが、地区担当の農業委員・推進委員の方は、別途御案内いたしますので、ぜひこの説明会に出席いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ほかにございませんか。

私のほうからちょっといいですか。私の担当の栄地域の福多地区を見ていたのですが、集落ごとに地図が作成されていて、隣接の地図とのつながりが非常に分かりにくいので、説明会の際には、その地区全体が分かる地図があれば分かりやすいと思います。

また、三条地域は特に集落が入り組んでいて分かりにくいので、周辺の状況が表示されていればもう少し分かりやすいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局（上林経営基盤係長）

この地図は大字単位で作成しておりますが、例えば三条地域であれば嵐南と嵐北で一枚ずつというような形にできるよう、色分けの工夫や地図の切り貼りを行って説明会に臨めるように農林課と連携を図って進めていきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

5 番、小池委員。

5 番（小池秀一委員）

私の担当地区を見たのですが、この色分けは土地の所有者ごとではなく、耕作者ごとということでしょうか。また、いつ時点のものなのか教えていただけますか。

事務局（山村事務局長）

今現在の耕作者ごとの色分けになっています。

5 番（小池秀一委員）

私の集落では、集落外の人が耕作している土地も結構あるのですが、違う人が借りている土地が同じ色になっているところがあるように思うのですが、これで良いのでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

こちらの地図につきましては、今現在の農家台帳を基にして耕作者別に色分けをしていますが、日々土地の異動がある中で若干ずれている部分があるかとは思いますが、こちらは修正をかけながら地図を更新してまいりますので、御理解くださいますようよろしくお願いします。

5 番（小池秀一委員）

分かりました。

議長（栢原会長）

16番、鈴木委員。

16番（鈴木範男委員）

これから説明会に行く機会もあると思いますけども、うちの法人の場合は耕作地が複数枚の地図にわたってありますが、地図ごとに色が統一されていないのは分かりにくいんじゃないかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

事務局（山村事務局長）

おっしゃるとおりで、同じ法人が耕作者なのに色が違うというのはちょっと見にくいところもありますので、説明会のときには同じ色にしてみたいと思います。

議長（栢原会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

持ち帰ってよく見ていただいて、疑問点等があれば事務局に確認していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、お諮りします、議第6号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定しましたので、地域計画を策定する市の農政部局であります農林課へ提出いたします。

議長（栢原会長）

次に、議第7号『令和7年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

本件につきましては、これまでも農政対策部会に付託し、要望内容を議論いただき、内容を取りまとめていただいておりますので、今回も同様に農政対策部会に付託したいと考えております。

お諮りします、議第7号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、農政対策部会に付託することに決定いたしました。

議長（栢原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第6号までの6件を一括議題といたします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第6号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会を10月22日午前9時30分から、三条市役所本庁舎2階大会議室北側で開催します。関係委員は出席をお願いいたします。なお、案件につきましては、本日付託された令和7年度三条市農林関係施策の要望について等でございます。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

次に、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月25日午前9時から三条市役所本庁舎2階大会議室北側で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

また、来月の総会は31日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で定例総会を閉会します。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長 栞 原 一 郎

議 事 録 署 名 委 員 （ 6 番 ） 志 田 洋 一

議 事 録 署 名 委 員 （ 1 3 番 ） 井 上 利 弥
